

令和2年度決算に基づく

健全化判断比率等概要

座間市

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等について

1 座間市の健全化判断比率、資金不足比率

平成21年4月1日に全面施行となった「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下、「財政健全化法」と略します。)」の規定により「財政の健全性」を判断するため、令和2年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標)と公営企業の資金不足比率を算定いたしました。

算定の結果、いずれの比率も国が定めた早期健全化基準を大きく下回っており、本市の財政の健全性は、財政健全化法上も問題ありません。

【健全化判断比率】

指 標	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (▲7.30%) (赤字はありません)	12.12%	20.00%
連結実質赤字比率	— (▲16.26%) (赤字はありません)	17.12%	30.00%
実質公債費比率	0.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	24.1%	350.0%	—

※実質赤字額はありません。この場合、実質赤字比率、連結実質赤字比率は「—」と表記し、参考までに黒字の程度を(▲)で表示しています。

【資金不足比率】

公営企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準	財政再生基準
水道事業会計	— (▲81.7%) (資金不足はありません)	20.00%	—
公共下水道事業会計	— (▲11.7%) (資金不足はありません)		

※すべての会計において資金不足額はありません。この場合、資金不足比率は「—」と表記し、参考までに資金剰余の程度を(▲)で表示しています。

各比率の概要

- **実質赤字比率：** 一般会計の実質的な赤字の程度を比率化したもの
- **連結実質赤字比率：** 一般会計、3特別会計及び水道事業会計、公共下水道事業会計の赤字、黒字を合算した、会計全体の実質的な赤字の程度を比率化したもの
- **実質公債費比率：** 一般会計が負担する公債費及び公債費に準じた経費の程度を比率化したもの
- **将来負担比率：** 一般会計が将来負担すべき実質的な負債(市債残高のほか、退職手当支給予定額、高座清掃施設組合等の地方債残高)の程度を比率化したもの
- **資金不足比率：** 公営企業である水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足額の程度を比率化したもの

2 財政健全化法の概要

自治体財政の健全性を確保するための従来の仕組みは、破綻した自治体財政の再建を国の関与によって促進する制度が地方財政再建促進特別措置法（昭和30年制定、以下「再建法」と略します。）に定められていました。

この再建法による制度は、制定後50年を経過し、次のような課題が指摘されることとなりました。

- ①再建団体の基準しかなく、早期に是正を促す機能がない。
- ②基準として使用する指標は、実質収支（フロー）の赤字の比率のみであり、地方債残高など負債（ストック）の状況に課題があっても、制度の対象にならない。
- ③主として普通会計（本市の場合、一般会計に相当します。）の状況のみが対象であり、公社、第三セクターなどとの関連が考慮されていない。

これらの課題を踏まえ、平成19年に制定された財政健全化法の特徴は次のとおりです。

- ①悪化した財政状況を早期に健全化するため、「**早期健全化基準**」と「**財政再生基準**」を設ける。
- ②実質収支（フロー）の指標だけでなく、**負債等（ストック）の指標を導入する。**
- ③普通会計だけでなく、**公社、第三セクターなども含めた、連結ベースで自治体全体の財政状況を把握する。**
- ④財政指標の整備と情報開示を徹底するため、**監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表する。**

財政健全化法の制定により、自治体全体の将来負担を含めた財政状況を把握し、指標を公表することで、財政破綻する前に自主的な改善努力による財政健全化を図ることが制度化されました。

3 早期健全化基準と財政再生基準

(1) 早期健全化基準

健全化判断比率（実質赤字比率などの4指標）、公営企業の資金不足比率のいずれかが国の定めた「早期健全化基準」（公営企業については「経営健全化基準」）以上になった場合は、自主的な改善努力による財政健全化を図るために「財政健全化計画」（公営企業については「経営健全化計画」）の策定、実施が義務付けられます。

この計画については、①議会の議決を得た上で策定、②公表及び県への報告、③その実施状況の議会への報告、公表、県への報告などの手続きを行うこととされています。

(2) 財政再生基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが国の定めた「財政再生基準」以上になった場合は、自主的な財政健全化は困難とみなされ、国等の関与による確実な財政再生を図るために「財政再生計画」の策定、実施が義務付けられます。

この計画の策定、実施に必要な手続きは上記（1）とほぼ同様ですが、一定の国の関与や地方債の起債制限等の措置が講じられます。

4 健全化判断比率等の算定式の概要と座間市の算定値

I 実質赤字比率

◆実質赤字比率とは・・・

一般会計の実質的な赤字の程度を比率化したもの

(1) 算定式の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質赤字額： 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等

○ 標準財政規模： 当該団体の通常歳入される標準的な一般財源の規模

(主なものは一般財源となる市税、地方譲与税、利子割交付金等の交付金)

(2) 座間市の算定値

$$\begin{aligned} & \text{「—」} \blacktriangle 17\text{億}8,885\text{万}5\text{千円} \\ & \text{（一般会計の実質赤字額）} \\ \text{「—」} \blacktriangle 7.30\% = & \frac{\text{「—」} \blacktriangle 17\text{億}8,885\text{万}5\text{千円}}{\text{244億}8,893\text{万}9\text{千円（標準財政規模）}} \\ & \text{（実質赤字比率）} \end{aligned}$$

○ 一般会計の実質赤字額はありません。この場合、実質赤字比率は「—」と表記し、参考までに黒字の程度を▲で表示しています。

会計名	実質収支額(千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	令和2年度	令和元年度		
一般会計	1,788,855	1,824,637	▲ 35,782	▲ 2.0
標準財政規模	24,488,939	23,836,718	+652,221	+2.7
実質赤字比率	▲ 7.30%	▲ 7.65%		+0.35

Ⅱ 連結実質赤字比率

◆ 連結実質赤字比率とは・・・

一般会計のほか、国民健康保険事業特別会計などの3特別会計や、水道事業会計、公共下水道事業会計の赤字、黒字をすべて合算した、市全体の実質的な赤字の程度を比率化したもの

(1) 算定式の概要

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字額：①＋②の合計額

- ① 一般会計及び3特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療保険事業）の実質赤字額の合計
- ② 公営企業である水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足額

(2) 座間市の算定値

$$\begin{aligned} & \text{「—」} \blacktriangle 39\text{億}8,427\text{万}9\text{千円} \\ & \text{（連結実質赤字額）} \\ \text{「—」} \blacktriangle 16.26\% = & \frac{\text{「—」} \blacktriangle 39\text{億}8,427\text{万}9\text{千円}}{\text{244億}8,893\text{万}9\text{千円}} \\ & \text{（連結実質赤字比率）} \quad \text{244億}8,893\text{万}9\text{千円（標準財政規模）} \end{aligned}$$

- 市全体の实質赤字額はありせん。この場合、連結実質赤字比率は「—」と表記し、参考までに黒字の程度を▲で表示しています。

会計別実質収支額および資金剰余額内訳

会計名	実質収支額(千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	令和2年度	令和元年度		
一般会計	1,788,855	1,824,637	▲ 35,782	▲ 2.0
国民健康保険事業特別会計	129,884	47,985	+81,899	+170.7
介護保険事業特別会計	383,539	403,433	▲ 19,894	▲ 4.9
後期高齢者医療保険事業特別会計	82,898	69,948	+12,950	+18.5
小計	2,385,176	2,346,003	+39,173	+1.7

会計名	資金剰余額(千円)		増減額 (千円)	増減率 (%)
	令和2年度	令和元年度		
水道事業会計	1,352,767	1,532,859	▲ 180,092	▲ 11.7
公共下水道事業会計	246,336	194,970	+51,366	+26.3
小計	1,599,103	1,727,829	▲ 128,726	▲ 7.5

合計	3,984,279	4,073,832	▲ 89,553	▲ 2.2
----	-----------	-----------	----------	-------

標準財政規模	24,488,939	23,836,718	+652,221	+2.7
--------	------------	------------	----------	------

連結実質赤字比率	▲ 16.26%	▲ 17.09%		+0.83
----------	----------	----------	--	-------

市全体の、赤字はありません。

Ⅲ 実質公債費比率

◆実質公債費比率とは・・・

一般会計が負担する公債費及び公債費に準じた経費の程度を比率化したもの

(1) 算定式の概要

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{①元利償還金} + \text{②準元利償還金}) - (\text{③特定財源} + \text{④元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{⑤標準財政規模} - \text{④元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

① 元利償還金：一般会計で借り入れた地方債の元利償還金

② 準元利償還金：ア～オの合計額

ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額

イ 下水道事業債等の償還財源に充てた、一般会計の負担金、補助金

ウ 一部事務組合が借り入れた地方債の償還財源に充てた、組合への負担金（本市では広域大和齋場組合、高座清掃施設組合が該当します）

エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額

オ 一時借入金の利子

③ 特定財源：

元利償還金及び準元利償還金に充てた特定財源（本市においては、都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に充てた都市計画税などです。）

④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：

普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金（基準財政需要額とは、自治体の人口、面積等に応じて必要と認められる標準的な事務事業に要する歳出の額を、国の算出基準に従って算定した額です。）

(2) 座間市の算定値

$$\begin{array}{l} \text{(実質公債費比率)} \\ \text{(令和2年単年度)} \end{array} \quad 0.46323\% = \frac{(\text{①}25\text{億}187\text{万}6\text{千円} + \text{②}5\text{億}1,599\text{万}4\text{千円}) - (\text{③}4\text{億}6,207\text{万}3\text{千円} + \text{④}24\text{億}5,372\text{万}4\text{千円})}{\text{⑤}244\text{億}8,893\text{万}9\text{千円} - \text{④}24\text{億}5,372\text{万}4\text{千円}}$$

令和元年度単年度：▲0.51664%

平成30年度単年度：0.11999%

3ヵ年平均 0.0%

○ 実質公債費比率は、平成30年度～令和2年度の3ヵ年平均で算定します。

※ 実質公債費比率の算定値の詳細は、次頁を参照してください。

Ⅲ (3) 実質公債費比率の内訳

(単位:千円)

算定内容	令和2年度	令和元年度	増減	増減率(%)
分子(①+②) - (③+④)	102,073	▲ 110,221	212,294	192.6
①元利償還金	2,501,876	2,389,065	112,811	4.7
②準元利償還金 ア～オの合計	515,994	484,928	31,066	6.4
ア 満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還相当額	0	0	0	0.0
イ 下水道事業債等の償還財源に充てた、一般会計の負担金、補助金	399,114	431,331	▲ 32,217	▲ 7.5
ウ 一部事務組合が借り入れた地方債の償還財源に充てた、組合への負担金	116,153	52,891	63,262	119.6
エ 公債費に準ずる債務負担行為に基づく支出額	0	0	0	皆減
オ 一時借入金の利子	727	706	21	3.0
③特定財源	462,073	481,576	▲ 19,503	▲ 4.0
④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,453,724	2,502,638	▲ 48,914	▲ 2.0
分母 ⑤-④	22,035,215	21,334,080	701,135	3.3
⑤標準財政規模	24,488,939	23,836,718	652,221	2.7
④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,453,724	2,502,638	▲ 48,914	▲ 2.0
実質公債費比率 = $\frac{(①+②) - (③+④)}{⑤-④}$	0.46323	▲ 0.51664		1.0

平成30年度 = 0.11999

令和2年度実質公債費比率(3カ年平均)	0.0
---------------------	-----

IV 将来負担比率

◆将来負担比率とは・・・

一般会計が将来負担すべき実質的な負債（市債残高のほか、退職手当支給予定額、高座清掃施設組合等の地方債残高）の程度を比率化したもの

(1) 算定式の概要

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{①将来負担額} - \text{②充当可能財源等}}{\text{③標準財政規模} - \text{④元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

① 将来負担額：ア～クの合計額

- ア 一般会計の地方債現在高
- イ 債務負担行為に基づく支出予定額
- ウ 下水道事業債等の元金償還に充てる、一般会計の負担金見込額
- エ 一部事務組合が借り入れた地方債の元金償還に充てる、組合への負担金見込額
- オ 退職手当支給予定額に対する一般会計の負担見込額
- カ 設立法人の負債などに対する一般会計の負担見込額
- キ 連結実質赤字額
- ク 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額

② 充当可能財源等：ケ～サの合計額

- ケ 充当可能基金額：
将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる基金の現在高
- コ 充当可能特定歳入見込額：
将来負担額に計上された地方債の償還などに充てることのできる特定財源の見込額
(本市における主なものは、都市計画事業のために借り入れた地方債の償還に充てることのできる都市計画税です。)
- サ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：
普通交付税の算定上、基準財政需要額に算入される元利償還金及び準元利償還金の見込額
(交付税措置が見込まれる額)

(2) 座間市の算定値

$$24.1\% = \frac{\text{①417億9,259万8千円} - \text{②364億7,861万5千円}}{\text{③244億8,893万9千円} - \text{④24億5,372万4千円}}$$

(将来負担比率)

※将来負担比率の算定の詳細は、次頁を参照してください。

IV (3) 将来負担比率の内訳

(単位:千円)

算定内容	令和2年度	令和元年度	増減	増減率(%)	備考
分子 ①-②	5,313,983	6,019,970	▲ 705,987	▲ 11.7	
① 将来負担額 ア～クの合計	41,792,598	42,947,843	▲ 1,155,245	▲ 2.7	
ア 一般会計の地方債現在高	28,413,281	28,534,140	▲ 120,859	▲ 0.4	
イ 債務負担行為に基づく支出予定額	470,004	470,004	+0	+0.0	
ウ 下水道事業債等の元金償還に充てる、一般会計の負担金見込額	3,787,211	4,435,252	▲ 648,041	▲ 14.6	
エ 一部事務組合が借り入れた地方債の償還財源に充てる、組合への負担金見込額	4,231,002	4,268,629	▲ 37,627	▲ 0.9	
オ 退職手当支給予定額に対する一般会計の負担見込額	4,891,100	5,239,818	▲ 348,718	▲ 6.7	
カ 設立法人の負債などに対する一般会計の負担見込額	0	0	0	0	
キ 連結実質赤字額	0	0	0	0	本市の全ての会計で実質赤字額はありませぬ。
ク 一部事務組合の連結実質赤字相当額のうち一般会計の負担見込額	0	0	0	0	加入している一部組合に赤字額はありませぬ。
② 充当可能財源等 ケ～サの合計	36,478,615	36,927,873	▲ 449,258	▲ 1.2	
ケ 充当可能基金額	4,102,926	3,349,607	+753,319	+22.5	
財政調整基金	2,220,581	1,577,315	+643,266	+40.8	
国民健康保険財政調整基金	558	558	0	0	
消防施設整備基金	2,989	2,989	+0	+0.0	
教育施設整備基金	4,381	4,331	+50	+1.2	
交通対策基金	5,015	5,016	▲ 1	▲ 0.0	
緑地保全基金	19,032	18,994	+38	+0.2	
職員退職手当基金	865,847	943,534	▲ 77,687	▲ 8.2	
地域福祉ふれあい基金	128,110	127,866	+244	+0.2	
地下水保全対策基金	23,928	22,085	+1,843	+8.3	
介護保険給付費支払基金	809,749	628,116	+181,633	+28.9	
交流親善基金	5,144	5,144	+0	+0.0	
まちづくり基金	35	35	0	0	
ふるさとづくり基金	4,535	1,269	+3,266	+257.4	
児童福祉井上基金	10,000	10,000	0	0	
低炭素社会推進基金	2,151	2,154	▲ 3	▲ 0.1	
奨学金基金	301	201	+100	+49.8	
新型コロナウイルス感染症対策基金	570	0	+570	皆増	
コ 充当可能特定歳入見込額	4,654,959	5,083,349	▲ 428,390	▲ 8.4	
カ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	27,720,730	28,494,917	▲ 774,187	▲ 2.7	
分母 ③-④	22,035,215	21,334,080	+701,135	+3.3	
③ 標準財政規模	24,488,939	23,836,718	+652,221	+2.7	
④ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	2,453,724	2,502,638	▲ 48,914	▲ 2.0	
将来負担比率 = $\frac{\text{①-②}}{\text{③-④}}$	24.1	28.2		▲ 4.1	

V 資金不足比率

◇資金不足比率とは・・・

公営企業である水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足額の程度を比率化したもの

(1) 算定式の概要

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

本市で対象となるのは、水道事業会計及び公共下水道事業会計です。

○資金不足額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額等

○事業の規模：営業収益に相当する収入の額等

(2) 座間市の算定値

水道事業会計

$$\begin{array}{r} \text{「—」} \blacktriangle 13\text{億}5,276\text{万}7\text{千円} \\ \text{(資金不足額)} \\ \text{「—」} \blacktriangle 81.7\% = \frac{\quad}{16\text{億}5,558\text{万}9\text{千円 (事業規模)}} \\ \text{(資金不足比率)} \end{array}$$

○ 資金不足額はありません。この場合、資金不足比率は「—」と表記し、参考までに黒字の程度を▲で表示しています。

公共下水道事業会計

$$\begin{array}{r} \text{「—」} \blacktriangle 2\text{億}4,633\text{万}6\text{千円} \\ \text{(資金不足額)} \\ \text{「—」} \blacktriangle 11.7\% = \frac{\quad}{20\text{億}9,038\text{万}5\text{千円 (事業規模)}} \\ \text{(資金不足比率)} \end{array}$$

○ 資金不足額はありません。この場合、資金不足比率は「—」と表記し、参考までに黒字の程度を▲で表示しています。

V (3) 資金不足比率の内訳

法適用企業：水道事業会計

(単位:千円)

算定内容	令和2年度	令和元年度	増減	増減率(%)	備考
分子 ①+②-③ (負の数値の場合は、剰余額)	▲ 1,352,767	▲ 1,532,859	+180,092	+11.7	
① アーイーウーエーオ	321,239	315,528	+5,711	+1.8	
ア 決算における流動負債の額	453,926	445,575	+8,351	+1.9	
イ 決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額	132,687	130,047	+2,640	+2.0	
ウ 決算における貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起すこととしているものの額	0	0	0	0	
エ 現金会計である他会計との間で生じる重複額	0	0	0	0	
オ 決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費に係るものの額	0	0	0	0	
② 建設改良費・準建設改良費以外の経費財源に充てるために起こした地方債の令和元年度末残高	0	0	0	0	
③ カーキーク	1,674,006	1,848,387	▲ 174,381	▲ 9.4	
カ 決算における流動資産の額	1,674,006	1,848,387	▲ 174,381	▲ 9.4	
キ 令和元年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和2年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和元年度に収入された部分に相当する額	0	0	0	0	
ク 現金会計である他会計との間で生じる重複額	0	0	0	0	
分母 ④-⑤	1,655,589	1,640,399	+15,190	+0.9	
④ 営業収益の額	1,680,570	1,665,697	+14,873	+0.9	
⑤ 受託工事収益額	24,981	25,298	▲ 317	▲ 1.3	
資金不足比率= $\frac{①+②-③}{④-⑤}$	▲ 81.7	▲ 93.4		+11.7	

法適用企業：公共下水道事業会計

(単位:千円)

算定内容	令和2年度	令和元年度	増減	増減率(%)	備考
分子 ①+②-③ (負の数値の場合は、剰余額)	▲ 246,336	▲ 194,970	▲ 51,366	▲ 26.3	
① アーイーウーエーオ	303,215	315,115	▲ 11,900	▲ 3.8	
ア 決算における流動負債の額	1,715,461	1,771,417	▲ 55,956	▲ 3.2	
イ 決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるためのものの額	1,412,246	1,456,302	▲ 44,056	▲ 3.0	
ウ 決算における貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち、建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起すこととしているものの額	0	0	0	0	
エ 現金会計である他会計との間で生じる重複額	0	0	0	0	
オ 決算において貸借対照表の流動負債に計上されている民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第4項に規定する選定事業に係る経費の支出予定額のうち、公共施設又は公用施設の建設事業費及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費に係るものの額	0	0	0	0	
② 建設改良費・準建設改良費以外の経費財源に充てるために起こした地方債の令和元年度末残高	0	0	0	0	
③ カーキーク	549,551	510,085	+39,466	+7.7	
カ 決算における流動資産の額	549,551	510,085	+39,466	+7.7	
キ 令和2年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、令和元年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、令和元年度に収入された部分に相当する額	0	0	0	0	
ク 現金会計である他会計との間で生じる重複額	0	0	0	0	
分母 ④-⑤	2,090,385	2,049,007	+41,378	+2.0	
④ 営業収益の額	2,090,385	2,049,007	+41,378	+2.0	
⑤ 受託工事収益額	0	0	0	0	
資金不足比率 = $\frac{①+②-③}{④-⑤}$	▲ 11.7	▲ 9.5		▲ 2.2	